

エステの勧誘を断れずに高額なプランを契約してしまったが、中途解約したい



エステ会社がSNSに「全身脱毛 キャンペーン 月3,000～4,000円」という広告を出しているのを見て、店舗に出向いた。キャンペーンの契約をしたいと希望を伝えると、担当者から「キャンペーンの施術は良くないので別なプランにした方がよい。」と全身脱毛プランを勧められた。担当者から「月にいくらなら払えるか。3万円ならどうか。2万円ならどうか。」などと分割で払える金額を次々に聞かれ、それに返答しているうちに勝手にプランが設定された。最終的に断れない雰囲気になってしまい契約を承諾した。その後、8回ほど施術を受けたが、Xに行くたびに新たな契約や化粧品を勧められることがあったため解約を申し出たい。

アドバイス

このケースでは、特定商取引法上の「特定継続的役務提供」のエステティックに該当する可能性があります。事業者は契約を行う場合、記載しなくてはならない事項を全て含んだ書面の交付を行う必要があります。

また、**施術を途中まで受けている場合であっても、中途解約が可能です。中途解約を行う場合には、事業者が請求することができる金額に上限があります。**

さらに、購入しないと施術を受けられないものとして化粧品などを購入していた場合には、**「関連商品」として併せて中途解約できる可能性があります。**

まずは、事業者から交付された書面の確認を行い、中途解約の規定について確認してみましょう。交渉が不安な場合には、地方公共団体が設置する消費生活センターへの相談もご検討ください。

